

船舶事故等調査報告書

平成26年8月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014長第32号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年5月4日（日、祝日） 06時15分ごろ
発生場所	佐賀県唐津市加部島西方沖 唐津市所在の呼子港波戸防波堤灯台から真方位025°670m付近 （概位 北緯33°33.3′ 東経129°52.2′）
事故等調査の経過	平成26年5月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 つれたか丸、4.9トン 292-32955佐賀、個人所有 B ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ約2.7m） なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特定 B 操縦者B、操縦免許なし
死傷者等	なし
損傷	A なし B 右舷外板に擦過傷
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、手動操舵により、約17～18ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で加部島西方沖を北進中、また、B船は、操縦者Bが1人で乗り組み、約4.2knの速力で加部島西方沖を北進中、平成26年5月4日06時15分ごろA船の左舷側とB船の右舷側とが衝突した。 船長Aは、衝突の衝撃がなかったため、航行を続けたが、釣り客からの報告を受け、07時30分ごろ118番通報した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風速 約2m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 低潮時
その他の事項	船長Aは、波戸防波堤を左舷側に見て通過直後、右舷前方に2隻の同航船を認め、その動向に気を取られて船首方をよく見ていなかった。 A船は、船首方に死角（視界が制限される状態）が生じていた。 船長Aは、レーダー及びGPSプロッターを作動させていた。 船長Aは、衝突するまで船首方のB船に気付かなかった。 船長Aは、衝突後、振り返ってB船を見たが、変わった様子もなく航行を続けていたため、B船と衝突したと思わず、航行を続けたものの、釣り客から、B船に当たったのではないかと問われ、118番通

	<p>報した。</p> <p>船長Aは、本事故後、B船と衝突したとすれば、波戸防波堤を通過して1分もしないうちであると思った。</p> <p>操縦者Bは、本事故発生約1分前に後方を見た時、A船に気付かなかった。</p> <p>操縦者Bは、衝突するまでA船に気付かなかった。</p> <p>B船は、先端に黄色い旗を付けた水面からの高さ約2mの竿<sup>さお</sup>を船尾に立てていた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、加部島西方沖を北進中、船長Aが、右舷前方の2隻の同航船に注意を向け、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、加部島西方沖を北進中、操縦者Bが、後方の見張りを適切に行っていなかったことから、A船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、加部島西方沖において、A船及びB船が共に北進中、船長A及び操縦者Bが見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中は、常時、見張りを適切に行うこと。</li> </ul>